

佐賀県警察総合捜査隊の設置及び運用に関する訓令

平成13年9月4日

本部訓令第20号

◎ 概要

警備犯罪の捜査を組織的かつ効率的に行うため、佐賀県警察総合捜査隊の設置、編成及び運営に関し必要な事項を定めたもの。